

平成12年8月10日

預金保険機構

理事長 松田 昇

理事長談話

(日南信用金庫の事業譲渡に係る基本合意について)

昨年11月に被管理金融機関となった日南信用金庫の譲渡先については、かねてより同庫の金融整理管財人である富永 正一(とみなが しょういち)弁護士、金融実務精通者 眞柄 静夫(まがら しずお)、預金保険機構の3者において、金融再生法の趣旨に則り、地域金融安定化への貢献や選定手続きの公平性・透明性等に配慮しつつその選定を行ってきたところである。その結果、金融整理管財人は本日、金融再生委員会の了解を得て、同庫の事業譲渡先を南郷信用金庫とする旨決定し、両庫との間で基本合意を締結するに至った。

当機構としては、引き続き、この基本合意に基づき、金融再生法の趣旨、目的等を踏まえつつ、事業譲渡契約の可及的速やかな締結に向けて最大限の努力をするとともに、今後事業譲渡に伴う資金援助等を行う立場からも、その実施に遺漏のないよう、その準備等にも万全を期して参りたい。